

| | | | |
|-------------|-----|-------------|-----|
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| | | そ の 他 負 債 | |
| | | [略] | |
| | | リ ー ス 負 債 | |
| | | [略] | |
| | | [略] | |
| | | (純資産の部) | |
| | | [略] | |
| 資 産 の 部 合 計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑥ 略]

[削る。]

⑦～⑪ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

[(6)～(8) 略]

(9) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

| | | | |
|-------------|------|-------------|------|
| [同左] | [同左] | [同左] | [同左] |
| | | そ の 他 負 債 | |
| | | [同左] | |
| | | リ ー ス 債 務 | |
| | | [同左] | |
| | | [同左] | |
| | | (純資産の部) | |
| | | [同左] | |
| 資 産 の 部 合 計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

[(6)～(8) 同左]

[加える。]

③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

10～20 [略]

[2・3 略]

[第3～第5 略]

別紙様式第 1 号の 2 (第 18 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

中間業務報告書

第 期中 [年 月 日から
年 月 日まで]

株式会社

銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

銀行

代表取締役 氏

名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

9～19 [同左]

[2・3 同左]

[第3～第5 同左]

別紙様式第 1 号の 2 (第 18 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

中間業務報告書

第 期中 [年 月 日から
年 月 日まで]

株式会社

銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

銀行

代表取締役 氏

名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

第1 [略]
第2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表
(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|-----|---|-----|
| (資産の部) [略] | | (負債の部) [略] そ の 他 負 債 [略] <u>リ ー ス 負 債</u> [略] [略] (純資産の部) [略] | |
| 資 産 の 部 合 計 | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | |

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) [略]
 - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
[①～⑥ 略]
[削る。]
⑦～⑪ [略]
 - (3) [略]
 - (4) 金融商品 (リース負債を除く。)の時価等に関する事項及び金融商品 (リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。)の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

[第1～第5 同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

第1 [同左]
第2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表
(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------|-----|--|-----|
| (資産の部) [同左] | | (負債の部) [同左] そ の 他 負 債 [同左] <u>リ ー ス 債 務</u> [同左] [同左] (純資産の部) [同左] | |
| 資 産 の 部 合 計 | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | |

(記載上の注意)

- 1 [同左]
 - (1) [同左]
 - (2) [同左]
[①～⑥ 同左]
⑦ リース取引の処理方法
⑧～⑫ [同左]
 - (3) [同左]
 - (4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

〔(6)～(8) 略〕

(9) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

(10)～(20) 〔略〕

〔2・3 略〕

〔第 3～第 5 略〕

別紙様式第 2 号（第 18 条第 1 項関係）

（日本産業規格 A 4）

中間業務報告書
〔 年 月 日から 〕
〔 年 月 日まで 〕

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

〔(6)～(8) 同左〕

〔加える。〕

(9)～(19) 〔同左〕

〔2・3 同左〕

〔第 3～第 5 同左〕

別紙様式第 2 号（第 18 条第 1 項関係）

（日本産業規格 A 4）

中間業務報告書
〔 年 月 日から 〕
〔 年 月 日まで 〕

銀行 支店 年 月 日
 金融庁長官 殿

住 所
 銀行 支店
 代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 略]
 (記載上の注意)
 [1～5 略]

第1 [略]
 第2 年 月 日現在中間貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----|-----|-----------|-----|
| [略] | | [略] | |
| | | そ の 他 負 債 | |
| | | [略] | |
| | | リ ー ス 負 債 | |
| | | [略] | |
| | | [略] | |
| 合 計 | | 合 計 | |

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) [略]
 - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - [①～⑤ 略]
 - [削る。]

銀行 支店 年 月 日
 金融庁長官 殿

住 所
 銀行 支店
 代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 同左]
 (記載上の注意)
 [1～5 同左]

第1 [同左]
 第2 年 月 日現在中間貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------|-----|-----------|-----|
| [同左] | | [同左] | |
| | | そ の 他 負 債 | |
| | | [同左] | |
| | | リ ー ス 債 務 | |
| | | [同左] | |
| | | [同左] | |
| 合 計 | | 合 計 | |

(記載上の注意)

- 1 [同左]
 - (1) [同左]
 - (2) [同左]
 - [①～⑤ 同左]
 - ⑥ リース取引の処理方法

⑥～⑩ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

[(6)～(8) 略]

⑨ 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

⑩～⑯ [略]

[2・3 略]

第 3 [略]

⑦～⑪ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

[(6)～(8) 同左]

[加える。]

⑨～⑮ [同左]

[2・3 同左]

第 3 [同左]

別紙様式第2号の2 (第18条第1項関係)

(日本産業規格A4)

中間業務報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

銀行 支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店

代表者氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 略]

(記載上の注意)

[1～5 略]

第1 [略]

第2 年 月 日現在中間貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----|-----|-----------|-----|
| [略] | | [略] | |
| | | そ の 他 負 債 | |
| | | [略] | |
| | | リ ー ス 負 債 | |
| | | [略] | |
| | | [略] | |
| 合 計 | | 合 計 | |

(記載上の注意)

別紙様式第2号の2 (第18条第1項関係)

(日本産業規格A4)

中間業務報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

銀行 支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店

代表者氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 同左]

(記載上の注意)

[1～5 同左]

第1 [同左]

第2 年 月 日現在中間貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------|-----|-----------|-----|
| [同左] | | [同左] | |
| | | そ の 他 負 債 | |
| | | [同左] | |
| | | リ ー ス 債 務 | |
| | | [同左] | |
| | | [同左] | |
| 合 計 | | 合 計 | |

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑤ 略]

[削る。]

⑥～⑩ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

[(6)～(8) 略]

⑨ 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑤ 同左]

⑥ リース取引の処理方法

⑦～⑩ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

[(6)～(8) 同左]

[加える。]

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

10～16 [略]

[2・3 略]

第3 [略]

別紙様式第3号(第18条第2項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]
株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
株式会社 銀行
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

第1 第 期 [年 月 日から
年 月 日まで] 事業概況書

[1～10 略]

11 有形固定資産の内訳

[表略]

(記載上の注意)

9～15 [同左]

[2・3 同左]

第3 [同左]

別紙様式第3号(第18条第2項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]
株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
株式会社 銀行
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

第1 第 期 [年 月 日から
年 月 日まで] 事業概況書

[1～10 同左]

11 [同左]

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に扱うものとする。

[12・13 略]

第2 第 期末（ 年 月 日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------|-----|-----------------------|-----|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| [略] | | [略] | |
| | | そ の 他 負 債 | |
| | | [略] | |
| | | <u>リ ー ス 負 債</u> | |
| | | [略] | |
| 有 形 固 定 資 産 | | [略] | |
| [略] | | | |
| <u>使 用 権 資 産</u> | | | |
| [略] | | | |
| 無 形 固 定 資 産 | | | |
| [略] | | | |
| <u>使 用 権 資 産</u> | | | |
| [略] | | | |
| [略] | | (純資産の部) | |
| | | [略] | |
| 資 産 の 部 合 計 | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | |

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑥ 略]

[1・2 同左]

3 貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に扱うものとする。

[12・13 同左]

第2 第 期末（ 年 月 日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------|-----|-----------------------|-----|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| [同左] | | [同左] | |
| | | そ の 他 負 債 | |
| | | [同左] | |
| | | <u>リ ー ス 債 務</u> | |
| | | [同左] | |
| 有 形 固 定 資 産 | | [同左] | |
| [同左] | | | |
| <u>リ ー ス 資 産</u> | | | |
| [同左] | | | |
| 無 形 固 定 資 産 | | | |
| [同左] | | | |
| <u>リ ー ス 資 産</u> | | | |
| [同左] | | | |
| [同左] | | (純資産の部) | |
| | | [同左] | |
| 資 産 の 部 合 計 | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | |

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑥ 同左]

[削る。]

⑦～⑪ [略]

[(3)・(4) 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[(7)～(14) 略]

(15) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リー

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ [同左]

[(3)・(4) 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

[(7)～(14) 同左]

(15) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）

スについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

〔(16)～(31) 略〕

〔2～4 略〕

5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

6 〔略〕

第 3 第 期 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 損益計算書

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1～10 略〕

11 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

12 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

13 〔略〕

〔第 4・第 5 略〕

別紙様式第 3 号の 2（第 18 条第 2 項関係）

（日本産業規格 A 4）

〔(16)～(31) 同左〕

〔2～4 同左〕

5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6 〔同左〕

第 3 第 期 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 損益計算書

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1～10 同左〕

〔加える。〕

〔加える。〕

11 〔同左〕

〔第 4・第 5 同左〕

別紙様式第 3 号の 2（第 18 条第 2 項関係）

（日本産業規格 A 4）

業 務 報 告 書
 第 期 (年 月 日から)
 (年 月 日まで)
 株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
 株式会社 銀行
 代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

第 1 第 期 (年 月 日から) 事業概況書
 (年 月 日まで)

[1～11 略]

12 有形固定資産の内訳

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に扱うものとする。

[13・14 略]

第 2 第 期末 (年 月 日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|-----|-----------|-----|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |

業 務 報 告 書
 第 期 (年 月 日から)
 (年 月 日まで)
 株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
 株式会社 銀行
 代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

第 1 第 期 (年 月 日から) 事業概況書
 (年 月 日まで)

[1～11 同左]

12 [同左]

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

3 貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に扱うものとする。

[13・14 同左]

第 2 第 期末 (年 月 日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|-----|-----------|-----|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |

| | |
|--------|-------------|
| [略] | [略] |
| 有形固定資産 | その他負債 |
| [略] | [略] |
| 使用権資産 | リース負債 |
| [略] | [略] |
| 無形固定資産 | [略] |
| [略] | [略] |
| 使用権資産 | (純資産の部) |
| [略] | [略] |
| 資産の部合計 | 負債及び純資産の部合計 |

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑥ 略]

[削る。]

⑦～⑩ [略]

[(3)・(4) 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

| | |
|--------|-------------|
| [同左] | [同左] |
| 有形固定資産 | その他負債 |
| [同左] | [同左] |
| リース資産 | リース債務 |
| [同左] | [同左] |
| 無形固定資産 | [同左] |
| [同左] | [同左] |
| リース資産 | (純資産の部) |
| [同左] | [同左] |
| 資産の部合計 | 負債及び純資産の部合計 |

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ [同左]

[(3)・(4) 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[(7)~(14) 略]

(15) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

[(16)~(31) 略]

[2~4 略]

5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

6 [略]

第3 第 期 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 損益計算書

[(7)~(14) 同左]

(15) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）

[(16)~(31) 同左]

[2~4 同左]

5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6 [同左]

第3 第 期 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 損益計算書

[表略]

(記載上の注意)

[1~10 略]

11 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

12 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

13 [略]

[第4・第5 略]

別紙様式第4号（第18条第2項関係）

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕
銀行 支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

[同左]

(記載上の注意)

[1~10 同左]

[加える。]

[加える。]

11 [同左]

[第4・第5 同左]

別紙様式第4号（第18条第2項関係）

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕
銀行 支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 略]

(記載上の注意)

[1～5 略]

第1〔 年 月 日から
年 月 日まで〕事業概況書

[1～8 略]

9 有形固定資産の内訳

[表略]

(記載上の注意)

貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

10 [略]

第2 年 月 日現在 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------|-----|------------------|-----|
| [略] | | [略] | |
| | | そ の 他 負 債 | |
| | | [略] | |
| | | <u>リ ー ス 負 債</u> | |
| | | [略] | |
| 有 形 固 定 資 産 | | [略] | |
| [略] | | | |
| <u>使 用 権 資 産</u> | | | |
| [略] | | | |
| 無 形 固 定 資 産 | | | |
| [略] | | | |
| <u>使 用 権 資 産</u> | | | |
| [略] | | | |

目 次

[第1～第3 同左]

(記載上の注意)

[1～5 同左]

第1〔 年 月 日から
年 月 日まで〕事業概況書

[1～8 同左]

9 [同左]

[同左]

(記載上の注意)

貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

10 [同左]

第2 年 月 日現在 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------|-----|------------------|-----|
| [同左] | | [同左] | |
| | | そ の 他 負 債 | |
| | | [同左] | |
| | | <u>リ ー ス 債 務</u> | |
| | | [同左] | |
| 有 形 固 定 資 産 | | [同左] | |
| [同左] | | | |
| <u>リ ー ス 資 産</u> | | | |
| [同左] | | | |
| 無 形 固 定 資 産 | | | |
| [同左] | | | |
| <u>リ ー ス 資 産</u> | | | |
| [同左] | | | |

| | | | |
|-----|--|-----|--|
| [略] | | | |
| 合 計 | | 合 計 | |

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑤ 略]

[削る。]

⑥～⑩ [略]

[(3)・(4) 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[(7)～(11) 略]

(12) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載

| | | | |
|------|--|-----|--|
| [同左] | | | |
| 合 計 | | 合 計 | |

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑤ 同左]

⑥ リース取引の処理方法

⑦～⑩ [同左]

[(3)・(4) 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

[(7)～(11) 同左]

(12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第 108 条の規定に従い記載すること。）

し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

〔13～21〕 略

〔2～4〕 略

5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

6 〔略〕

第 3 〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕 損益計算書

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1～6〕 略

7 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

〔13～21〕 同左

〔2～4〕 同左

5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6 〔同左〕

第 3 〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕 損益計算書

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1～6〕 同左

〔加える。〕

8 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

9～11 [略]

別紙様式第4号の2 (第18条第2項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
〔 年 月 日から 〕
〔 年 月 日まで 〕
銀行 支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 略]

(記載上の注意)

[1～5 略]

第1〔 年 月 日から 〕事業概況書
〔 年 月 日まで 〕

[1～9 略]

10 有形固定資産の内訳

[表略]

(記載上の注意)

貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に扱うものとする。

[加える。]

7～9 [同左]

別紙様式第4号の2 (第18条第2項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
〔 年 月 日から 〕
〔 年 月 日まで 〕
銀行 支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 同左]

(記載上の注意)

[1～5 同左]

第1〔 年 月 日から 〕事業概況書
〔 年 月 日まで 〕

[1～9 同左]

10 [同左]

[同左]

(記載上の注意)

貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に扱うものとする。

11 [略]

第2年 月 日現在 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------|-----|-------|-----|
| [略] | | [略] | |
| 有形固定資産 | | その他負債 | |
| [略] | | [略] | |
| 使用権資産 | | リース負債 | |
| [略] | | [略] | |
| 無形固定資産 | | [略] | |
| [略] | | | |
| 使用権資産 | | | |
| [略] | | | |
| [略] | | | |
| 合 計 | | 合 計 | |

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) [略]
 - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - [①～⑤ 略]
 - [削る。]
 - ⑥～⑩ [略]
 - [(3)・(4) 略]
 - (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない）

11 [同左]

第2年 月 日現在 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------|-----|-------|-----|
| [同左] | | [同左] | |
| 有形固定資産 | | その他負債 | |
| [同左] | | [同左] | |
| リース資産 | | リース債務 | |
| [同左] | | [同左] | |
| 無形固定資産 | | | |
| [同左] | | | |
| リース資産 | | | |
| [同左] | | | |
| [同左] | | | |
| 合 計 | | 合 計 | |

(記載上の注意)

- 1 [同左]
 - (1) [同左]
 - (2) [同左]
 - [①～⑤ 同左]
 - ⑥ リース取引の処理方法
 - ⑦～⑩ [同左]
 - [(3)・(4) 同左]
 - (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

い。)

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[(7)~(11) 略]

(12) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

[(13)~(21) 略]

[2~4 略]

5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含め

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

[(7)~(11) 同左]

(12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）

[(13)~(21) 同左]

[2~4 同左]

5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含め

ることができる。

6 [略]

第3 [年 月 日から
年 月 日まで] 損益計算書

[表略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

7 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

8 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

9～11 [略]

別紙様式第5号（第18条第3項関係）

(日本産業規格A4)

中間連結業務報告書

[年 月 日から
年 月 日まで]
株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
株式会社

銀行

ることができる。

6 [同左]

第3 [年 月 日から
年 月 日まで] 損益計算書

[同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

[加える。]

[加える。]

7～9 [同左]

別紙様式第5号（第18条第3項関係）

(日本産業規格A4)

中間連結業務報告書

[年 月 日から
年 月 日まで]
株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
株式会社

銀行

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

第1 [略]

第2 中間連結財務諸表

1 [略]

2 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

[表略]

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑥ 略]

[削る。]

⑦～⑫ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品(リース負債を除く。)の時価等に関する事項及び金融商品(リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。)の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項(重要性の乏しいものを除く。前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。)

[(6)・(7) 略]

⑧ 次に掲げるリースに関する事項(重要性の乏しいものを除く。)

① 会計方針に関する情報

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

第1 [同左]

第2 中間連結財務諸表

1 [同左]

2 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑬ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項(ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。)

[(6)・(7) 同左]

[加える。]

- ② リース特有の取引に関する情報
③ 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である銀行及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

(9)~(18) [略]

[2~4 略]

- 5 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

[3~5 略]

別紙様式第 5 号の 2 (第 18 条第 4 項関係)

(日本産業規格 A 4)

連結業務報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)
株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

(8)~(17) [同左]

[2~4 同左]

- 5 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。

[3~5 同左]

別紙様式第 5 号の 2 (第 18 条第 4 項関係)

(日本産業規格 A 4)

連結業務報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)
株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社 銀行
代表取締役 氏 名
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次の
とおり報告します。

目 次

[第1・第2 略]
(記載上の注意)
[1~5 略]

第1 [略]
第2 連結財務諸表

1 [略]

2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------|-----|-------------|-----|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| [略] | | [略] | |
| 有形固定資産 | | | |
| [略] | | | |
| 使用権資産 | | | |
| [略] | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| [略] | | | |
| 使用権資産 | | | |
| [略] | | (純資産の部) | |
| [略] | | [略] | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

株式会社 銀行
代表取締役 氏 名
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次の
とおり報告します。

目 次

[第1・第2 同左]
(記載上の注意)
[1~5 同左]

第1 [同左]
第2 連結財務諸表

1 [同左]

2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------|-----|-------------|-----|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| [同左] | | [同左] | |
| 有形固定資産 | | | |
| [同左] | | | |
| リース資産 | | | |
| [同左] | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| [同左] | | | |
| リース資産 | | | |
| [同左] | | (純資産の部) | |
| [同左] | | [同左] | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑥ 略]

[削る。]

⑦～⑫ [略]

[(3)・(4) 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[(7)～(11) 略]

(12) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である銀行及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定について記載すること。

[(13)～(24) 略]

[2～5 略]

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び

(2) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑬ [同左]

[(3)・(4) 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

[(7)～(11) 同左]

(12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第 108 条の規定に従い記載すること。）

[(13)～(24) 同左]

[2～5 同左]

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び

負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

7 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

3 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

[略]

(1) 連結損益計算書

[表略]

（記載上の注意）

[1～6 略]

7 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

8 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

9 [略]

負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。

7 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

3 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

[同左]

(1) [同左]

[同左]

（記載上の注意）

[1～6 同左]

[加える。]

[加える。]

7 [同左]

(2) [略]

連結損益及び包括利益計算書

[略]

[4・5 略]

別紙様式第6号(第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告
年 月 日

住 所
株式会社 銀行
代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[略]

中間貸借対照表(年 月 日現在)

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|-----|---|-----|
| (資産の部) [略] | | (負債の部) [略] そ の 他 負 債 [略] <u>リ ー ス 負 債</u> [略] [略] (純資産の部) [略] | |
| 資 産 の 部 合 計 | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | |

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) [同左]

連結損益及び包括利益計算書

[同左]

[4・5 同左]

別紙様式第6号(第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告
年 月 日

住 所
株式会社 銀行
代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[同左]

中間貸借対照表(年 月 日現在)

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------|-----|--|-----|
| (資産の部) [同左] | | (負債の部) [同左] そ の 他 負 債 [同左] <u>リ ー ス 債 務</u> [同左] [同左] (純資産の部) [同左] | |
| 資 産 の 部 合 計 | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | |

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑥ 略]

[削る。]

⑦～⑪ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

[(6)～(8) 略]

⑨ 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

(2) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

[(6)～(8) 同左]

[加える。]

(10)～(21) [略]

[2・3 略]

中間損益計算書 (年 月 日から
年 月 日まで)

[略]

第2 [略]

別紙様式第6号の2 (第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告
年 月 日

住 所
株式会社 銀行
代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[略]

中間貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|-----|--|-----|
| (資産の部) [略] | | (負債の部) [略] そ の 他 負 債 [略] リ ー ス 負 債 [略] [略] (純資産の部) [略] | |
| 資 産 の 部 合 計 | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | |

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について

(9)～(20) [同左]

[2・3 同左]

中間損益計算書 (年 月 日から
年 月 日まで)

[同左]

第2 [同左]

別紙様式第6号の2 (第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告
年 月 日

住 所
株式会社 銀行
代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[同左]

中間貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------|-----|---|-----|
| (資産の部) [同左] | | (負債の部) [同左] そ の 他 負 債 [同左] リ ー ス 債 務 [同左] [同左] (純資産の部) [同左] | |
| 資 産 の 部 合 計 | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | |

(記載上の注意)

1 [同左]

は、その関連が明らかになるように記載すること。

- (1) [略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
[①～⑥ 略]
[削る。]
⑦～⑩ [略]
- (3) [略]
- (4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
- (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）
[(6)～(8) 略]
- 9 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
 - ① 会計方針に関する情報
 - ② リース特有の取引に関する情報
 - ③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報
銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。
②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。
①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。
ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リー

- (1) [同左]
- (2) [同左]
[①～⑥ 同左]
⑦ リース取引の処理方法
⑧～⑫ [同左]
- (3) [同左]
- (4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
- (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
[(6)～(8) 同左]
[加える。]

スについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

(10)~(21) [略]

[2・3 略]

中間損益計算書〔 年 月 日から
年 月 日まで〕

[略]

第2 [略]

別紙様式第6号の3（第19条第1項及び第6項関係）

第1 第 期 決 算 公 告
年 月 日

住 所
株式会社 銀行
代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[略]

貸借対照表（ 年 月 日現在）

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------|-----|-----------|-----|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| [略] | | [略] | |
| | | そ の 他 負 債 | |
| | | [略] | |
| | | リ ー ス 負 債 | |
| 有 形 固 定 資 産 | | [略] | |
| [略] | | [略] | |
| 使 用 権 資 産 | | | |
| [略] | | | |
| 無 形 固 定 資 産 | | | |

(9)~(20) [同左]

[2・3 同左]

中間損益計算書〔 年 月 日から
年 月 日まで〕

[同左]

第2 [同左]

別紙様式第6号の3（第19条第1項及び第6項関係）

第1 第 期 決 算 公 告
年 月 日

住 所
株式会社 銀行
代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[同左]

貸借対照表（ 年 月 日現在）

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------|-----|-----------|-----|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| [同左] | | [同左] | |
| | | そ の 他 負 債 | |
| | | [同左] | |
| | | リ ー ス 債 務 | |
| 有 形 固 定 資 産 | | [同左] | |
| [同左] | | [同左] | |
| リ ー ス 資 産 | | | |
| [同左] | | | |
| 無 形 固 定 資 産 | | | |

| | | | |
|--------|--|-------------|--|
| [略] | | | |
| 使用権資産 | | (純資産の部) | |
| [略] | | [略] | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑥ 略]

[削る。]

⑦～⑪ [略]

[(3)・(4) 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[(7)～(14) 略]

(15) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

| | | | |
|--------|--|-------------|--|
| [同左] | | | |
| リース資産 | | (純資産の部) | |
| [同左] | | [同左] | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ [同左]

[(3)・(4) 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

[(7)～(14) 同左]

(15) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第 108 条の規定に従い記載すること。）

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

[16～(32) 略]

[2～4 略]

5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

6 [略]

損益計算書 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$

[表略]

(記載上の注意)

[1～10 略]

11 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する

[16～(32) 同左]

[2～4 同左]

5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6 [同左]

損益計算書 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$

[同左]

(記載上の注意)

[1～10 同左]

[加える。]

受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

12 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

13 [略]

第2 [略]

別紙様式第6号の4（第19条第1項及び第6項関係）

第1 第 期 決 算 公 告
年 月 日

住 所
株式会社 銀行
代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[略]

貸借対照表（ 年 月 日現在）

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------|-----|--------|-----|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| [略] | | [略] | |
| 有形固定資産 | | その他負債 | |
| [略] | | [略] | |
| 使用権資産 | | リース負債 | |
| [略] | | [略] | |
| 無形固定資産 | | [略] | |
| [略] | | | |
| 使用権資産 | | | |

[加える。]

11 [同左]

第2 [同左]

別紙様式第6号の4（第19条第1項及び第6項関係）

第1 第 期 決 算 公 告
年 月 日

住 所
株式会社 銀行
代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[同左]

貸借対照表（ 年 月 日現在）

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------|-----|--------|-----|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| [同左] | | [同左] | |
| 有形固定資産 | | その他負債 | |
| [同左] | | [同左] | |
| リース資産 | | リース債務 | |
| [同左] | | [同左] | |
| 無形固定資産 | | [同左] | |
| [同左] | | | |
| リース資産 | | | |

| | | | |
|--------|--|-------------|--|
| [略] | | (純資産の部) | |
| [略] | | [略] | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑥ 略]

[削る。]

⑦～⑪ [略]

[(3)・(4) 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[(7)～(14) 略]

(15) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための

| | | | |
|--------|--|-------------|--|
| [同左] | | (純資産の部) | |
| [同左] | | [同左] | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ [同左]

[(3)・(4) 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

[(7)～(14) 同左]

(15) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）

情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

〔16～(32) 略〕

〔2～4 略〕

5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

6 [略]

損益計算書 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$

[表略]

(記載上の注意)

〔1～10 略〕

11 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

〔16～(32) 同左〕

〔2～4 同左〕

5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6 [同左]

損益計算書 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$

[同左]

(記載上の注意)

〔1～10 同左〕

[加える。]

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

12 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

13 [略]

第2 [略]

別紙様式第7号（第19条第1項及び第6項関係）

第1 第 期 中 間 決 算 公 告
年 月 日

住 所
銀行 支店
代 表 者 氏 名

(記載上の注意)

[略]

中間貸借対照表（ 年 月 日現在）

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----|-----|-----------|-----|
| [略] | | [略] | |
| | | そ の 他 負 債 | |
| | | [略] | |
| | | リ ー ス 負 債 | |
| | | [略] | |
| | | [略] | |
| 合 計 | | 合 計 | |

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

[加える。]

11 [同左]

第2 [同左]

別紙様式第7号（第19条第1項及び第6項関係）

第1 第 期 中 間 決 算 公 告
年 月 日

住 所
銀行 支店
代 表 者 氏 名

(記載上の注意)

[同左]

中間貸借対照表（ 年 月 日現在）

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------|-----|-----------|-----|
| [同左] | | [同左] | |
| | | そ の 他 負 債 | |
| | | [同左] | |
| | | リ ー ス 債 務 | |
| | | [同左] | |
| | | [同左] | |
| 合 計 | | 合 計 | |

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

〔①～⑤ 略〕

〔削る。〕

⑥～⑩ 〔略〕

(3) 〔略〕

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

〔(6)～(8) 略〕

(9) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

(2) 〔同左〕

〔①～⑤ 同左〕

⑥ リース取引の処理方法

⑦～⑩ 〔同左〕

(3) 〔同左〕

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

〔(6)～(8) 同左〕

〔加える。〕

(10)~(16) [略]

[2・3 略]

中間損益計算書 (年 月 日から
年 月 日まで)

[略]

第2 [略]

別紙様式第7号の2 (第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告
年 月 日

住 所
銀行 支店
代 表 者 氏 名

(記載上の注意)

[略]

中間貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----|-----|-----------|-----|
| [略] | | [略] | |
| | | そ の 他 負 債 | |
| | | [略] | |
| | | リ ー ス 負 債 | |
| | | [略] | |
| | | [略] | |
| 合 計 | | 合 計 | |

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

(9)~(15) [同左]

[2・3 同左]

中間損益計算書 (年 月 日から
年 月 日まで)

[同左]

第2 [同左]

別紙様式第7号の2 (第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告
年 月 日

住 所
銀行 支店
代 表 者 氏 名

(記載上の注意)

[同左]

中間貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------|-----|-----------|-----|
| [同左] | | [同左] | |
| | | そ の 他 負 債 | |
| | | [同左] | |
| | | リ ー ス 債 務 | |
| | | [同左] | |
| | | [同左] | |
| 合 計 | | 合 計 | |

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑤ 略]

[削る。]

⑥～⑩ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

[⑥～⑧ 略]

⑨ 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

⑩～⑬ [略]

[①～⑤ 同左]

⑥ リース取引の処理方法

⑦～⑩ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

[⑥～⑧ 同左]

[加える。]

⑨～⑬ [同左]

[2・3 略]

中間損益計算書〔 年 月 日から
年 月 日まで〕

[略]

第2 [略]

別紙様式第7号の3 (第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 決 算 公 告
年 月 日

住 所
銀行 支店
代 表 者 氏 名

(記載上の注意)

[略]

貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------|-----|------------------|-----|
| [略] | | [略] | |
| | | そ の 他 負 債 | |
| | | [略] | |
| | | <u>リ ー ス 負 債</u> | |
| | | [略] | |
| 有 形 固 定 資 産 | | [略] | |
| [略] | | | |
| <u>使 用 権 資 産</u> | | | |
| [略] | | | |
| 無 形 固 定 資 産 | | | |
| [略] | | | |
| <u>使 用 権 資 産</u> | | | |
| [略] | | | |

[2・3 同左]

中間損益計算書〔 年 月 日から
年 月 日まで〕

[同左]

第2 [同左]

別紙様式第7号の3 (第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 決 算 公 告
年 月 日

住 所
銀行 支店
代 表 者 氏 名

(記載上の注意)

[同左]

貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------|-----|------------------|-----|
| [同左] | | [同左] | |
| | | そ の 他 負 債 | |
| | | [同左] | |
| | | <u>リ ー ス 債 務</u> | |
| | | [同左] | |
| 有 形 固 定 資 産 | | [同左] | |
| [同左] | | | |
| <u>リ ー ス 資 産</u> | | | |
| [同左] | | | |
| 無 形 固 定 資 産 | | | |
| [同左] | | | |
| <u>リ ー ス 資 産</u> | | | |
| [同左] | | | |

| | | | |
|-----|---|---|---|
| [略] | | | |
| 合 | 計 | 合 | 計 |

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑤ 略]

[削る。]

⑥～⑩ [略]

[③・④ 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[(7)～(11) 略]

(12) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載

| | | | |
|------|---|---|---|
| [同左] | | | |
| 合 | 計 | 合 | 計 |

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑤ 同左]

⑥ リース取引の処理方法

⑦～⑩ [同左]

[③・④ 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

[(7)～(11) 同左]

(12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第 108 条の規定に従い記載すること。）

し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定について記載すること。

〔13～(21) 略〕

〔2～4 略〕

5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

6 〔略〕

損益計算書 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1～6 略〕

7 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

〔13～(21) 同左〕

〔2～4 同左〕

5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6 〔同左〕

損益計算書 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1～6 同左〕

〔加える。〕

8 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

9～11 [略]

第2 [略]

別紙様式第7号の4 (第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 決 算 公 告
年 月 日

住 所
銀行 支店
代 表 者 氏 名

(記載上の注意)

[略]

貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------|-----|-----------|-----|
| [略] | | [略] | |
| 有 形 固 定 資 産 | | そ の 他 負 債 | |
| [略] | | [略] | |
| 使 用 権 資 産 | | リ ー ス 負 債 | |
| [略] | | [略] | |
| 無 形 固 定 資 産 | | [略] | |
| [略] | | | |
| 使 用 権 資 産 | | | |
| [略] | | | |
| [略] | | | |
| 合 計 | | 合 計 | |

[加える。]

7～9 [同左]

第2 [同左]

別紙様式第7号の4 (第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 決 算 公 告
年 月 日

住 所
銀行 支店
代 表 者 氏 名

(記載上の注意)

[同左]

貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------|-----|-----------|-----|
| [同左] | | [同左] | |
| 有 形 固 定 資 産 | | そ の 他 負 債 | |
| [同左] | | [同左] | |
| リ ー ス 資 産 | | リ ー ス 債 務 | |
| [同左] | | [同左] | |
| 無 形 固 定 資 産 | | | |
| [同左] | | | |
| リ ー ス 資 産 | | | |
| [同左] | | | |
| [同左] | | | |
| 合 計 | | 合 計 | |

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑤ 略]

[削る。]

⑥～⑩ [略]

[(3)・(4) 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[(7)～(11) 略]

(12) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑤ 同左]

⑥ リース取引の処理方法

⑦～⑩ [同左]

[(3)・(4) 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

[(7)～(11) 同左]

(12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

[13～(21) 略]

[2～4 略]

5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

6 [略]

損益計算書 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$

[表略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

7 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

8 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金

[13～(21) 同左]

[2～4 同左]

5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6 [同左]

損益計算書 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$

[同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

[加える。]

[加える。]

額を注記すること。

9～11 [略]

第2 [略]

別紙様式第8号(第19条第2項及び第6項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告
年 月 日

住 所
株式会社 銀行
代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[1～3 略]

4 特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、この様式中の「中間連結貸借対照表」及び「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」(それぞれ注記を含む。)を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「中間連結貸借対照表」、「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに類する記載をもつて代えることができる。ただし、「中間連結貸借対照表」中の記載上の注意2(14)に掲げる事項は、常に注記すること。

中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑥ 略]

[削る。]

⑦～⑫ [略]

7～9 [同左]

第2 [同左]

別紙様式第8号(第19条第2項及び第6項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告
年 月 日

住 所
株式会社 銀行
代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[1～3 同左]

4 特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、この様式中の「中間連結貸借対照表」及び「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」(それぞれ注記を含む。)を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「中間連結貸借対照表」、「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに類する記載をもつて代えることができる。ただし、「中間連結貸借対照表」中の記載上の注意2(13)に掲げる事項は、常に注記すること。

中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑬ [同左]

(3) [略]

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

[(6)・(7) 略]

(8) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である銀行及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

(9)～(19) [略]

[3～5 略]

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

[(6)・(7) 同左]

[加える。]

(8)～(18) [同左]

[3～5 同左]

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。

中間連結損益計算書 (年 月 日から)
 (年 月 日まで)

[略]

中間連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から)
 (年 月 日まで)

[略]

第2 [略]

別紙様式第8号の2 (第19条第2項及び第6項関係)

第1 第 期 決 算 公 告
 年 月 日

住 所
 株式会社 銀行
 代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[1~4 略]

連結貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------|-----|---------|-----|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| [略] | | [略] | |
| 有形固定資産 | | | |
| [略] | | | |
| 使用権資産 | | | |
| [略] | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| [略] | | | |
| 使用権資産 | | | |
| [略] | | | |
| [略] | | (純資産の部) | |
| | | [略] | |

中間連結損益計算書 (年 月 日から)
 (年 月 日まで)

[同左]

中間連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から)
 (年 月 日まで)

[同左]

第2 [同左]

別紙様式第8号の2 (第19条第2項及び第6項関係)

第1 第 期 決 算 公 告
 年 月 日

住 所
 株式会社 銀行
 代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[1~4 同左]

連結貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------|-----|---------|-----|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| [同左] | | [同左] | |
| 有形固定資産 | | | |
| [同左] | | | |
| リース資産 | | | |
| [同左] | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| [同左] | | | |
| リース資産 | | | |
| [同左] | | | |
| [同左] | | (純資産の部) | |
| | | [同左] | |

| | | |
|-------------|--|-----------------------|
| 資 産 の 部 合 計 | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 |
|-------------|--|-----------------------|

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- (1) [略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑥ 略]

[削る。]

⑦～⑫ [略]

[(3)・(4) 略]

- (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

- (6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[(7)～(11) 略]

- (12) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である銀行及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つ

| | | |
|-------------|--|-----------------------|
| 資 産 の 部 合 計 | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 |
|-------------|--|-----------------------|

(記載上の注意)

- 1 [同左]

- 2 [同左]

- (1) [同左]

- (2) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑬ [同左]

[(3)・(4) 同左]

- (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

- (6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

[(7)～(11) 同左]

- (12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第 108 条の規定に従い記載すること。）

ていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

〔(13)～(25) 略〕

〔3～6 略〕

- 7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。
- 8 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

連結損益計算書（ 年 月 日から
年 月 日まで）

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1～6 略〕

- 7 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。
- (1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）
- (2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
- (3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）
- 8 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して

〔(13)～(25) 同左〕

〔3～6 同左〕

- 7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。
- 8 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

連結損益計算書（ 年 月 日から
年 月 日まで）

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1～6 同左〕

〔加える。〕

〔加える。〕

表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

9・10 [略]

連結損益及び包括利益計算書（ 年 月 日から
年 月 日まで）

[略]

第2 [略]

別紙様式第10号（第20条第2項関係）

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで）附属明細書

年 月 日作成 住 所
年 月 日備付 株式会社 銀行
代表取締役 氏 名

（記載上の注意）

[1～4 略]

1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首 残 高 | 当 期 増加額 | 当 期 減少額 | 当 期 償却額 | 当期末 残 高 | 償 却 累計額 | 償 却 累計率 |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 有形固定資産 [略] | | | | | | | % |
| 使用権資産 [略] | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | |
| 無形固定資産 [略] | | | | | | | |
| 使用権資産 [略] | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | |

7・8 [略]

連結損益及び包括利益計算書（ 年 月 日から
年 月 日まで）

[同左]

第2 [同左]

別紙様式第10号（第20条第2項関係）

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで）附属明細書

年 月 日作成 住 所
年 月 日備付 株式会社 銀行
代表取締役 氏 名

（記載上の注意）

[1～4 同左]

1 [同左]

(1) [同左]

（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首 残 高 | 当 期 増加額 | 当 期 減少額 | 当 期 償却額 | 当期末 残 高 | 償 却 累計額 | 償 却 累計率 |
|----------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 有形固定資産 [同左] | | | | | | | % |
| リース資産 [同左] | | | | | | | |
| [同左] | | | | | | | |
| 無形固定資産 [同左] | | | | | | | |
| リース資産 [同左] | | | | | | | |
| [同左] | | | | | | | |

(記載上の注意)

[1～3 略]

[(2)～(4) 略]

2 [略]

別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

中間業務報告書
第 期中 (年 月 日から
年 月 日まで)
銀行持株会社名
年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会 社 名
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第 1 ・ 第 2 略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

第 1 [略]

第 2 中間連結財務諸表

1 [略]

2 第 期中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

[表略]

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[(2)～(4) 同左]

2 [同左]

別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

中間業務報告書
第 期中 (年 月 日から
年 月 日まで)
銀行持株会社名
年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会 社 名
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第 1 ・ 第 2 同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

第 1 [同左]

第 2 中間連結財務諸表

1 [同左]

2 第 期中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑥ 略]

[削る。]

⑦～⑫ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

[(6)・(7) 略]

⑧ 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行持株会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行持株会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である銀行持株会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

⑨～⑬ [略]

[2～5 略]

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産

(2) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑬ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

[(6)・(7) 同左]

[加える。]

⑧～⑬ [同左]

[2～5 同左]

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債

総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

[3～5 略]

別紙様式第 12 号 (第 34 条の 24 第 2 項関係)

(日本産業規格 A 4)

業 務 報 告 書
 第 期 (年 月 日から)
 (年 月 日まで)
 銀 行 持 株 会 社 名
 年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
 会 社 名
 代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第 1・第 2 略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

第 1 [略]

第 2 連結財務諸表

1 [略]

2 第 期末 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------|-----|--------|-----|
| (資産の部) | | (負債の部) | |

務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。

[3～5 同左]

別紙様式第 12 号 (第 34 条の 24 第 2 項関係)

(日本産業規格 A 4)

業 務 報 告 書
 第 期 (年 月 日から)
 (年 月 日まで)
 銀 行 持 株 会 社 名
 年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
 会 社 名
 代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第 1・第 2 同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

第 1 [同左]

第 2 連結財務諸表

1 [同左]

2 第 期末 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------|-----|--------|-----|
| (資産の部) | | (負債の部) | |

| | |
|--------|-------------|
| [略] | [略] |
| 有形固定資産 | |
| [略] | |
| 使用権資産 | |
| [略] | |
| 無形固定資産 | |
| [略] | |
| 使用権資産 | (純資産の部) |
| [略] | [略] |
| 資産の部合計 | 負債及び純資産の部合計 |

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑥ 略]

[削る。]

⑦～⑫ [略]

[(3)・(4) 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[(7)～(11) 略]

(12) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

| | |
|--------|-------------|
| [同左] | [同左] |
| 有形固定資産 | |
| [同左] | |
| リース資産 | |
| [同左] | |
| 無形固定資産 | |
| [同左] | |
| リース資産 | (純資産の部) |
| [同左] | [同左] |
| 資産の部合計 | 負債及び純資産の部合計 |

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑬ [同左]

[(3)・(4) 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

[(7)～(11) 同左]

(12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行持株会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行持株会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である銀行持株会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

[13～(24) 略]

[2～6 略]

7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

8 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

3 第 期 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(記載上の注意)

[略]

(1) 連結損益計算書

[表略]

(会社計算規則第 108 条の規定に従い記載すること。)

[13～(24) 同左]

[2～6 同左]

7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。

8 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

3 第 期 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(記載上の注意)

[同左]

(1) [同左]

[同左]

(記載上の注意)

[1～7 略]

8 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

9 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

10 [略]

(2) [略]

[4・5 略]

別紙様式第13号（第34条の25第1項及び第4項関係）

第1 第 期 中 間 決 算 公 告
年 月 日

住 所
銀 行 持 株 会 社 名
代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[1～3 略]

4 特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、この様式中の「中間連結貸借対照表」及び「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」（それぞれ注記を含む。）を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「中間連結貸借対照表」、「中間連結

(記載上の注意)

[1～7 同左]

[加える。]

[加える。]

8 [同左]

(2) [同左]

[4・5 同左]

別紙様式第13号（第34条の25第1項及び第4項関係）

第1 第 期 中 間 決 算 公 告
年 月 日

住 所
銀 行 持 株 会 社 名
代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[1～3 同左]

4 特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、この様式中の「中間連結貸借対照表」及び「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」（それぞれ注記を含む。）を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「中間連結貸借対照表」、「中間連結

損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに類する記載をもつて代えることができる。ただし、「中間連結貸借対照表」中の記載上の注意2(14)に掲げる事項は、常に注記すること。

中間連結貸借対照表（ 年 月 日現在）

[表略]

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) [略]
 - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
[①～⑥ 略]
[削る。]
⑦～⑫ [略]
 - (3) [略]
 - (4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
 - (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）
[(6)・(7) 略]
 - (8) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
 - ① 会計方針に関する情報
 - ② リース特有の取引に関する情報
 - ③ 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報
銀行持株会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行持株会社及びその子会社等が貸手で

損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに類する記載をもつて代えることができる。ただし、「中間連結貸借対照表」中の記載上の注意2(13)に掲げる事項は、常に注記すること。

中間連結貸借対照表（ 年 月 日現在）

[同左]

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 [同左]
 - (1) [同左]
 - (2) [同左]
[①～⑥ 同左]
⑦ リース取引の処理方法
⑧～⑬ [同左]
 - (3) [同左]
 - (4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
 - (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）
[(6)・(7) 同左]
[加える。]

ある場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である銀行持株会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

(9)～(19) [略]

[3～6 略]

7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

中間連結損益計算書 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$

[略]

中間連結損益及び包括利益計算書 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$

[略]

第 2 [略]

別紙様式第 13 号の 2 (第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係)

第 1 第 期 決 算 公 告

年 月 日

住 所
銀 行 持 株 会 社 名
代表取締役又は代表執行役 氏名

(記載上の注意)

[1～4 略]

(8)～(18) [同左]

[3～6 同左]

7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。

中間連結損益計算書 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$

[同左]

中間連結損益及び包括利益計算書 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$

[同左]

第 2 [同左]

別紙様式第 13 号の 2 (第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係)

第 1 第 期 決 算 公 告

年 月 日

住 所
銀 行 持 株 会 社 名
代表取締役又は代表執行役 氏名

(記載上の注意)

[1～4 同左]

連結貸借対照表（ 年 月 日現在）

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------|-----|-------------|-----|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| [略] | | [略] | |
| 有形固定資産 | | | |
| [略] | | | |
| 使用権資産 | | | |
| [略] | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| [略] | | | |
| 使用権資産 | | | |
| [略] | | | |
| [略] | | (純資産の部) | |
| | | [略] | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) [略]
 - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - [①～⑥ 略]
 - [削る。]
 - ⑦～⑫ [略]
 - [(3)・(4) 略]
 - (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
 - (6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

連結貸借対照表（ 年 月 日現在）

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------|-----|-------------|-----|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| [同左] | | [同左] | |
| 有形固定資産 | | | |
| [同左] | | | |
| リース資産 | | | |
| [同左] | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| [同左] | | | |
| リース資産 | | | |
| [同左] | | | |
| [同左] | | (純資産の部) | |
| | | [同左] | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 [同左]
 - (1) [同左]
 - (2) [同左]
 - [①～⑥ 同左]
 - ⑦ リース取引の処理方法
 - ⑧～⑬ [同左]
 - [(3)・(4) 同左]
 - (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
 - (6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項
賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[(7)~(11) 略]

- (12) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
 - ① 会計方針に関する情報
 - ② リース特有の取引に関する情報
 - ③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報
銀行持株会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行持株会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。
ファイナンス・リースの借手である銀行持株会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

[(13)~(25) 略]

[3~7 略]

- 8 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。
- 9 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

[(7)~(11) 同左]

- (12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第 108 条の規定に従い記載すること。）

[(13)~(25) 同左]

[3~7 同左]

- 8 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。
- 9 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

連結損益計算書（ 年 月 日から
年 月 日まで）

[表略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

8 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

- (1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）
- (2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
- (3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

9 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

10・11 [略]

連結損益及び包括利益計算書（ 年 月 日から
年 月 日まで）

[略]

第2 [略]

連結損益計算書（ 年 月 日から
年 月 日まで）

[同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

[加える。]

[加える。]

8・9 [同左]

連結損益及び包括利益計算書（ 年 月 日から
年 月 日まで）

[同左]

第2 [同左]

備考 表の [] の記載は注記による。